



CONTENTS

2 佐賀市の「市章」が決定しました！



3 上水道・簡易水道の水道料金のお知らせ

4 春爛漫の佐賀城下
4月はイベント盛りだくさんです

5 共通駐車券サービスがスタートします

6 春の交通安全運動が始まります！

7 第26回春の「川を愛する週間」

8 65歳以上の方の介護保険料のお知らせ

9 障害者自立支援法の施行による
各制度の変更について

11 4月の市民相談

12▶17 おしらせ

20 佐賀環境フォーラム受講生募集

22▶23 こどものページ

24▶26 ほけんのページ

28▶29 イベント案内



佐賀市の「市章」が決定しました！

新しい佐賀市のシンボルとして『市章デザイン』の選考を行ってまいりましたが、3月15日に佐賀市「市章デザイン」選定委員会において最終審査が行われ、最優秀作品が決定いたしました。また、審査結果については、同日、委員会から市長に報告されました。

最終審査にあたっては、市民の皆様にアンケートをお願いしておりましたが、多数の皆さまにご協力をいただきありがとうございました。

また、別に市内の小・中学生を対象にアンケートを実施しました。結果は下のグラフのとおりです。

最終審査では、この市民アンケートで1位となった作品が新佐賀市の市章として選出されました。

今後、市旗をはじめ、市の賞状や封筒など、いろいろな場面で市のシンボルとして使用していくこととしておりますので、市民の皆さまこれからもよろしくお願いいたします。

最優秀受賞者

- ・住所 大阪府 藤井寺市
- ・氏名 永本 成児ながもと せいじ
- ・年齢 54歳
- ・職業 デザイナー

デザインの趣旨
佐賀市の頭文字「S」をシンボライズしています。

全体的には個性と英知を人の形で表わし活力ある姿をイメージ。
紺色は空、緑は大地を表わし、自然との調和を表現しています。

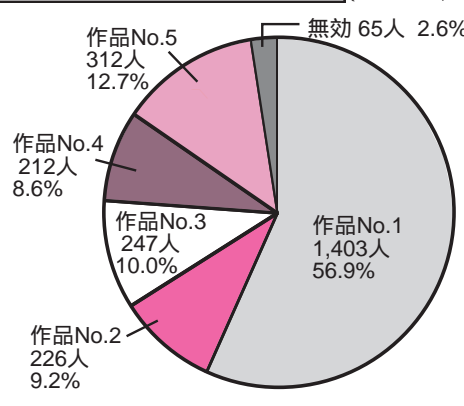
選定委員からの講評

- ・ふれあう人の形にして、活力ある佐賀市をイメージしている。
- ・はじきで個性とはぐくみ成長する英知を二つの丸にしてわかりやすく躍動的に造形している。
- ・2色の色数で、青い空と緑の大地を配色し、自然との調和を表現している。

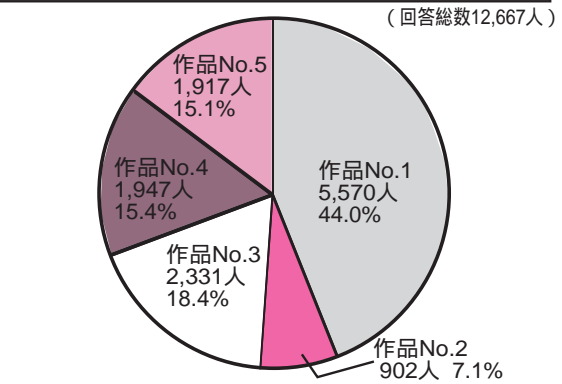
最優秀作品(佐賀市の市章)



市民アンケート集計結果 (回答総数2,465人)



市内公立小・中学校アンケート集計結果 (回答総数12,667人)



その他の作品については、3月1日号市報をご覧ください。

優秀受賞者(4名)

- ・安田照夫 東京都 世田谷区
- ・古賀典子 福岡県 福岡市
- ・望月広則 静岡県 沼津市
- ・堀川麻衣 埼玉県 北葛飾郡

問い合わせ

本庁 企画課 企画係
☎ 40・7025

上水道・簡易水道の水道料金のお知らせ

平成 18 年 4 月検針分までは合併前の水道料金を適用しますが、5 月検針分からは下表のとおりになります。

平成 18 年度からの新市料金体系（一般用 1 期 2 カ月あたり 税込）

旧市町村名		佐賀市	諸富町	大和町 (簡易水道含む)	富士町（簡易水道）	
使用水量・項目					使用水量	料金
10m ³ まで	基本料金	2,415 円			16m ³ まで (基本料金)	2,100 円
20m ³ まで		2,730 円				
21～60m ³	超過料金 (1m ³ につき)	199.50 円			超過料金 (1m ³ につき)	
61～120m ³		204.75 円			17～50m ³	84.00 円
121～160m ³		252.00 円			51～100m ³	94.50 円
161～169m ³		294.00 円			101m ³ 以上	105.00 円
170～200m ³		294.00 円	231.00 円			
201～309m ³		325.50 円				
310m ³ 以上		325.50 円	262.50 円			

（請求額に 1 円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額が請求額になります）

検針・お支払いについて

旧市町村名	検針月	納付書の納期限	口座振替日（※ 1）
大和町	奇数月（※ 2）	検針翌月の 25 日（※ 3）	検針翌月の 10 日（※ 3） (再振替は検針翌月の 25 日)
佐賀市・富士町	変更ありません	変更ありません	変更ありません
諸富町	引き続き、佐賀東部水道企業団へ業務を委託しますので変更ありません。		

- 現在口座振替をされている方は、引き続き同じ預金口座での契約といたしますので、改めて手続きをしていただく必要はありません。ご都合により口座振替を希望されない方は、お手数ですがご連絡ください。
- 大和町の検針月が偶数月から奇数月への変更に伴い、4 月（旧料金）・5 月（新料金）と 2 カ月続けて検針を行います。（5 月検針 < 6 月お支払い分 > に限り、約 1 カ月分のご使用量となります）以後、検針は奇数月、お支払いは翌偶数月となります。（下表参照）

大和町の検針と
お支払い月

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
検針月	○	○		○		○	
お支払い月		●	●		●		●

- 金融機関が休みの場合は、翌営業日となります。

その他

受付	4 月 3 日(月)より大和町の水道の使用開始または停止の受付及び料金に関する事務を佐賀市水道局でも行います。また大和事務所（☎ 51・2418）では従来の窓口受付に加え、電話による受付を始めますので、どうぞご利用ください。
同時徴収	大和町は 5 月お支払い分から下水道使用料は水道料金と合わせてのお支払いとなります。
督促手数料	督促手数料が 4 月発行分から 100 円になります。

お詫びと訂正
市報さが平成 18 年 3 月 15 日号に掲載しておりました「引っ越しのときは水道の届け出も忘れずに!!」の記事の中で、佐賀東部水道企業団の連絡先に誤りがありましたので、ここで訂正してお詫びいたします。
(誤) 51・2418 (正) 30・6212

◎問い合わせ 佐賀市水道局 営業課 ☎ 33・1313

春爛漫の佐賀城下 4月はイベント盛りだくさんです！

城下町佐賀に伝わる伝統のイベントが開催されます。

花まつり 8日(土)・9日(日)

稚児行列

時間 14時～

〔8日(土)〕呉服町名店街南恵比須ギャラリー前(から願正寺まで)
〔9日(日)〕白山名店街(北島前)から願正寺まで

かわいい子どもたちの、元氣な稚児行列をぜひご覧ください。
656広場、玉屋前、駅前、旧古賀家で甘茶の接待もあります。
(10時～15時)



天台声明・佼成雅楽

〔8日(土)〕時間 15時～

〔9日(日)〕時間 10時30分～

願正寺にて佼成雅楽演奏
旧古賀家にて佼成雅楽と天台
声明演奏

問い合わせ 実行委員会事務局 ☎29・9000



日華さんお祭ステージ 10日(月)・11日(火)・12日(水)

時間 14時～ 場所 松原神社特設ステージ

歌やにわか、演奏会など楽しいイベントが行われます。
19時からお祭りナイト！松原川での花火で幕を開け、
最後はくじ引き大会や餅まきも行われます。

問い合わせ 佐嘉神社 社務所 ☎24・9195

ひゃあらんさん祭 23日(日)

時間 10時～15時 場所 松原川・松原神社境内

神事や、円座流しなど、伝統の行事に加え
毎年大好評のお茶がゆ振る舞い。

昔遊び体験コーナーに加え「佐賀にわか」
も行われます。

問い合わせ ひゃあらんさん祭実行委員会事務局

☎24・6428



春風に誘われて出かけてみませんか？

第18回 佐賀市市民文化祭

市民いけばな展 29日(土)・30日(日)

〔29日(土)〕時間 10時～18時

〔30日(日)〕時間 10時～17時

場所 佐賀市文化会館イベントホール

入場料 500円

問い合わせ 華道 馬場青風 ☎62・2022

本庁 観光・文化課 ☎40・7112

さくら祭り 期間中

桜の名所として親しまれている神野公園。園内には約80
0本のソメイヨシノが咲き、特に茶室「隔林亭」と桜が調和
した風景は、絵のような美しさです。

5月中頃までは約60本のぼんぼりを設置し、特にお花見期
間の午後6時より午前0時までは灯りがとまります。ぼん
ぼりの下での夜桜見物もまた情緒豊かで感動的です。

問い合わせ 佐賀観光協会 ☎31・2837

江藤新平卿 銅像祭り 14日(金)

神野公園には、佐賀の七賢人の一人で、日本の近代司法制
度の生みの親「江藤新平卿」の銅像があります。毎年、命日

の翌日の4月14日に銅像前で江藤新平卿の功績・人となりを
偲んで「銅像祭り」を開催します。

〔14日(金)〕時間 11時～

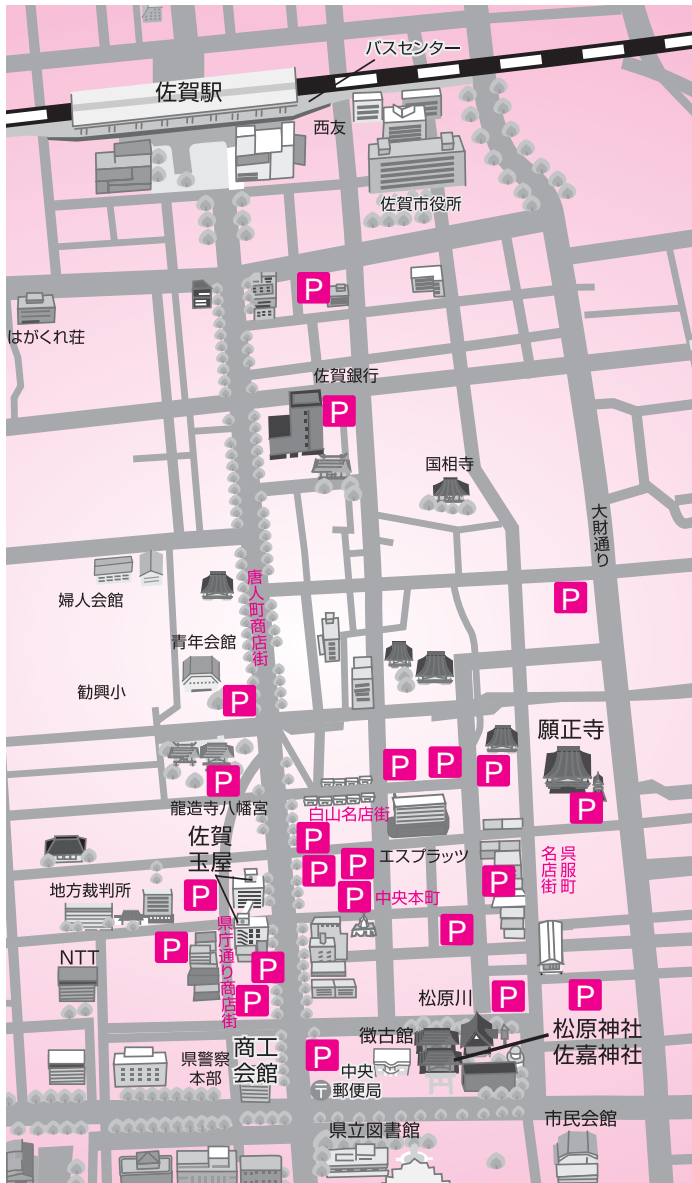
場所 神野公園内 江藤新平卿銅像前

内容 神事、江藤新平卿についてのお話などがあります。

問い合わせ 佐賀観光協会 ☎31・2837



共通駐車券が利用できる駐車場マップ



共通駐車券サービスが 4月1日からスタートします

佐賀市中心市街地内の加盟店ステッカーのあるお店で発行される駐車券が市内22ヶ所の加盟駐車場(収納可能台数約2200台)で利用できる共通駐車券サービスを4月1日からスタートします。

街なかへのおでかけや、お買い物が増えます。便利になります。

詳しくは、佐賀商工会議所にお問い合わせください。

問い合わせ

佐賀商工会議所(TMO佐賀事務局)

TEL 24・5157

FAX 26・2831

ホームページ <http://www.saga-cci.or.jp/>



※えびすのマークが加盟駐車場の目印です。

佐賀市営バス70周年記念企画第1弾

運賃割引制度 「バースデー割引」

佐賀市交通局では、平成18年度で開局70周年を迎えるにあたり、記念企画として、4月1日から「バースデー割引」を実施します。これは、お客様本人の誕生日に市営バス全線を1乗車100円で乗っていただくものです。

ご利用方法

料金
本人の誕生日に限り、1乗車100円(現金支払いのみとします)

適用路線

市営バスが運行している全路線、全区間を対象とします。ただし、途中下車の場合、その都度の適用となります。(1

回乗車(こ)

誕生日の証明方法

降車時に誕生日を証明できる公的書類(運転免許証、健康保険証、学生証など)を乗務員に提示してください。

なお、他の運賃割引制度との重複はできません。

交通局では、今年度は新たな割引運賃制度の導入バスのイメージアップ及び職員のマネーアップなど、これまでご利用していただいていたお客様をはじめ、新たなお客様獲得のためバスを利用しやすい、また利用したくなる新規サービスに取り組むこととしています。

問い合わせ

佐賀市交通局 総務課

☎ 23・3155

再開発ビル「エスプラッツ」の活用策について 皆さんのご意見をお聞かせください

「佐賀市への提言」制度を活用して左記の方法でご意見を募集します。

方法

- ・電子提言 市ホームページより投稿してください。
- ・提言箱 本庁、支所、市立公民館、ほほえみ館、交流センター、市民活動プラザ、健康運動センター、市立図書館(諸富館、大和館を含む)

やまびこの湯などに設置しています。提言用紙に記載の上、投稿してください。

締め切り

4月7日(金)

今回の提言に対しては回答を行いません。

問い合わせ
本庁 商工振興課
☎ 40・7100

春の交通安全運動が

はじまります！

【期間】

4月6日(木)～15日(土)の10日間

【スローガン】

「守ろう交通ルール

高めよう交通マナー」

【運動の重点】

①子どもと高齢者の交通事故防止

小学校へ通い始める新生の子もたちや、新たな気持ちで登校する児童・生徒たちを交通事故から守りましょう。

ドライバーのみなさん、子どもたちに対する気配り・目配りを心がけ、安全運転をお願いします。

高齢者のみなさん、無理な横断は大変危険です。周囲の状況をよく確かめてから横断しましょう。また、夜間の外出時には、反射材を身に付けるようにしましょう。

②自転車の安全利用の推進

自転車利用のみなさん、無灯火、傘さし運転、携帯電話やメールをしながら運転して

いませんか？通り慣れた道でも一瞬の気のゆるみが交通事故につながります。自分のために、交通ルールとマナーを守って通行しましょう。

③シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

ドライバーのみなさん、シートベルトを正しく着用していますか？また6歳未満の幼児にはチャイルドシートの着用が義務づけられています。大切なお子さんの安全のために、ぜひ正しい着用をお願いします。

《シートベルト・チャイルドシートの正しい着用のポイント》

チャイルドシートの装着場所は後部座席が基本です。助手席にエアバッグがある場合、ふくらむエアバッグの衝撃で窒息したり、負傷したりする危険があります。

下のイラストを参考に正しく着用してください。



平成18年度 市民交通傷害保険 受付中

加入できる人 佐賀市に住民票があり、お住まいの方ならどなたでも加入できます。

保険料 年間1人1口720円で、1人につき2口まで加入できます。

中途加入の場合は、残された保険期間の月数×60円が保険料となります。

保険期間 平成18年4月1日から(それ以降は加入の日から)平成19年3月31日までの1年間です。

保険の対象となる事故

車両(車、バイク、自転車など)による次のような事故です。

- (1)車両の衝突、転落、火災爆発など
- (2)走行中の車両(停止車両は除く)からの転落
- (3)歩いているときに、車両からはねられたり、接触されたりしたとき

自転車による自損事故も対象となります。

受付窓口

市内各金融機関(郵便局、農協、漁協、大川信用金庫、医師信用組合を除く)の窓口および各支所市民サービス課に備えてある保険加入票に必要事項を記入し、保険料を添えてお申し込みください。

なお、市民活動推進課の窓口では加入できませんのでご了承ください。

問い合わせ

本庁 市民活動推進課 交通安全・防犯係

☎40・7012(直)

諸富支所 市民サービス課

☎47・2133(直)

大和支所 市民サービス課

☎51・2435(直)

富士支所 市民サービス課

☎58・2113(直)

三瀬支所 市民サービス課

☎56・2111(代)

問い合わせ
本庁 市民活動推進課
交通安全・防犯係
(アイ・スクエアビル4階)
☎40・7012

新栄小学校 吉末 彩 さんの作品（平成17年度河川愛護標語金賞）

「川のゴミ」 みんなでひろえば だいへんしん

第26回春の「川を愛する週間」

4月2日(日)～16日(日)

今年もきれいな川と快適に住みよいまちづくりのために、4月2日から春の「川を愛する週間」が始まります。この期間は自治会や事業所を中心に市内の各所で河川清掃が行われます。みんな身近なボランティアに参加して、みんなできれいな川を守りましょう。

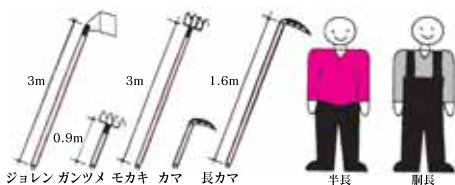
●用具の申し込みは早めに

市では河川清掃に必要な道具を貸し出しています(無料)。しかし、この時期に集中して清掃が行われるため、数が不足する恐れがありますのでご了承ください。本庁河川砂防課までお申し込みください。

お願い

- ・同一町区内で複数の配送場所を指定していただいても配送体制の都合上、対応できませんので配送は1カ所にご調整ください。また、場合によっては配送箇所の変更をお願いする場合があります。ご了承ください。
- ・河川でない場所の清掃には用具の貸し出しができません。道路側溝に関することは道路課へお願いします。

貸し出している清掃用具



そのほかに●舟●スコップ●ノコギリ●一輪車●コンテナ●バケツ●金ぼうきなどがあります。

●ゴミの回収にご協力を

引き上げられた河川ゴミ(それ以外のゴミは処理できません)は市で回収します。河川砂防課へご連絡ください。



お願い

- ・草、泥、空き缶など、種類別に分けてください。
- ・2トントラックが入れる場所、道沿いの場合は自動車が離合できる場所1カ所にまとめてください。(回収時間の短縮、安全確保のため)
- ・水草などについては、場所を決めた上で野積していただいても結構です。
- ・コンテナに泥土を積み込む場合は、新聞紙を1枚敷くとスムーズに回収できます。(積み込む量は、7～8分目にしましょう)

ご注意ください

- ・河川から出たゴミではないものは回収できません。(家庭からの粗大ゴミ等の不法投棄は回収いたしません)
 - ・農業用水等の清掃で重機等を用いて大量に浚渫(しんせつ)をされる場合は、泥土の運搬ができないことがあります。事前に河川砂防課および農村環境課までご相談ください。
- 問い合わせ 本庁 河川砂防課 維持係 ☎40・7182



「緑の募金」への

ご協力をお願いします!

「緑の募金」を活用して地域の緑化活動の支援や緑化啓発イベントを行っています。



普及啓発事業「金立山で森呼吸」



地域の緑化活動支援 (鍋島江頭自治会)



昨年の街頭募金の様子



地域の緑化活動支援 (北川副枝吉自治会)

3月1日から5月31日まで「緑の募金」春の運動期間を展期中です。4月1日の街頭募金を始め募金活動を実施しますので、皆さまのご協力をお願いいたします。ご協力いただいた募金は、佐賀市がみどりあふれるまちとなるように、市民の皆さまの緑化活動の支援等に活用させていただきます。

問い合わせ
本庁 緑化推進課
☎40・7164
または各支所の建設課
(三瀬支所は産業建設課)

65歳以上の方の介護保険料のお知らせ

介護保険料は、平成18年4月1日現在の世帯における同年度の市町村民税の課税状況などにより算定します。

このため、平成18年度の介護保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりです。

平成18年度の65歳以上の方の段階別保険料額（18年度から変更になりました）

保険料段階	対象者	算式	保険料
第1段階	生活保護を受給している方。または、世帯全員の市町村民税が非課税で老齢福祉年金を受給している方。	基準額×0.5	月額 2,146円 (年額25,752円)
第2段階	世帯全員の市町村民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.5	月額 2,146円 (年額25,752円)
第3段階	世帯全員の市町村民税が非課税で、第2段階に該当しない方	基準額×0.75	月額 3,219円 (年額38,628円)
第4段階	本人の市町村民税が非課税の方（世帯に課税者がいる場合）	基準額×1.0	月額 4,292円 (年額51,504円)
第5段階	本人に市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	月額 5,365円 (年額64,380円)
第6段階	本人に市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	月額 6,438円 (年額77,256円)

特別徴収（年金天引き）
4月、6月、8月の納付額は、まだ、平成18年度の課税状況が確定しないため、2月と同額を天引きするようになります。

10月・12月・19年2月の納付額は、確定した年額保険料より4月から8月までに納付した額の差額を納付していただきます。

普通徴収
(納付書・口座振替)
4月から7月までは、平成18年4月1日（賦課期日）現在の世帯の状況と、前年度市町村民税の課税状況などにより算定した保険料を暫定的に徴収することになりますので、送付される納付書または口座振替により毎月納付していただきます。納入通知書は、4月中旬に送付します。

4月2日以降に65歳になる方
介護保険料の通知書と納付書を65歳になる月の翌月に送付します。徴収方法は、普通徴収となりますので、送付される納付書または口座振替により毎月納付してください。

(年金を受給されている方も、すぐに年金天引きにはなりません)

65歳になる方の保険料の計算例
(1月10日生まれの方の例)
資格取得月が1月なので、例えば

1月分	2月分	3月分
3,000円	3,000円	3,000円

の場合、資格取得月の分は翌月以降に配分し、**2月分** 4,500円 **3月分** 4,500円となりますので、ご了承ください。

介護保険料の減免

火災などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料徴収を猶予したり、減免などの制度があります。

また、保険料段階が新第3段階で世帯全員の前年収入金額が単身世帯で88万円以内（世帯員が1人増えることに41万円加算）の要件に該当する方に対して、保険料を減免します。申請は、7月下旬から受け付けます。佐賀市社会福祉課、各支所保健福祉課または佐賀中部広域連合で申請してください。

口座振替が便利です
手続きは、納入通知書に同封されている申込書に記入してポストに投函するだけで簡単です。

平成18年度の納期限は

	普通徴収	特別徴収		普通徴収	特別徴収
4月	5月 1日	4月14日	10月	10月31日	10月13日
5月	5月31日	—	11月	11月30日	—
6月	6月30日	6月15日	12月	12月28日	12月15日
7月	7月31日	—	1月	1月31日	—
8月	8月31日	8月15日	2月	2月28日	2月15日
9月	10月 2日	—	3月	4月 2日	—

特別徴収は年金支払日

問い合わせ
佐賀中部広域連合
☎ 40・1111
または本庁社会福祉課
各支所保健福祉課まで

障害者自立支援法の施行による 各制度の変更について

障害者自立支援法の成立に伴い、これまでの支援費制度や障害者医療制度などが平成18年4月から次のように変更になります。

4月以降の手続きをされていない方については申請をしていただくようお願いします。また、新たに各制度をご利用される方についてもお問い合わせください。

障害福祉サービスの利用者負担が見直されます。

支援費制度や精神障害者居宅生活支援事業の利用者負担の仕組みが、これまでの所得に応じた「応能負担」から、利用するサービスの量に応じた「定率負担(原則1割)」に変わります。

ただし、負担能力に応じて月額上限額を設定するとともに、所得の低い方への配慮としてさまざまな軽減措置を講じていきます。

更生医療、精神通院医療、育成医療の各公費負担制度は、「自立支援医療制度」に改められます。

これまで、各制度で負担割合や計算の仕方が異なりましたが、自立支援医療では原則1割負担となります。

ただし、世帯の所得が低い世帯や、疾病が重度であり、かつ継続的な治療を要する方等については、月額負担上限額を設定します。

また、更生医療・育成医療については、入院時の食事代(標準負担額相当)が原則自己負担となります。

問い合わせ

【更生医療・精神通院医療・支援費制度・精神障害者居宅生活支援事業について】
本庁 社会福祉課

障害福祉係 ☎40・7251
または各支所保健福祉課

(三瀬支所の精神通院医療・精神障害者居宅生活支援事業の窓口は三瀬保健センターです)

【育成医療について】

佐賀中部保健福祉事務所
☎30・2183

重度心身障害者医療費 助成の受給資格更新の 手続きを忘れずに

8月1日から引き続き受給資格登録を希望される方は更新手続きが必要となります。

手続き期間は、4月3日(月)から6月30日(金)となっています。

資格の有無については、所得等の調査の後、7月末にお知らせします。

申請方法

次のものをご持参の上、手続きを行ってください。

- ・身体障害者手帳または療育手帳(重複障害の方は両方)
- ・印鑑
- ・健康保険証
- ・重度心身障害者医療費受給資格証(お持ちの方)

受け付け・問い合わせ

本庁 社会福祉課 障害福祉係
☎40・7251
または各支所の保健福祉課

旧町村在住の老人医療受給者の方へ 老人医療受給者証が 4月1日から変わります

老人医療受給者で、旧町村(旧諸富町、旧大和町、旧富士町、旧三瀬村)で交付された「老人医療受給者証」

「限度額適用・標準負担額認定証」
「老人保健特定疾病療養受療証」
をお持ちの方は、4月1日から「証」が新しくなります。4月以降病院等で診療を受けられる時は、3月下旬にお送りした各「証」を必ず提示してください。

問い合わせ
本庁 保険年金課
老人医療係 ☎40・7274
または各支所の保健福祉課



平成18年度国民健康保険税の 納期についてのお知らせ

平成17年度までは国民健康保険税の納期が、旧諸富町は4月から翌年の3月までの12期、旧三瀬村は5月から翌年の2月までの10期となっておりましたが、平成18年度の納期は、6月から翌年の3月までの10期になります。

このため、平成18年度の納税通知書は、6月中旬にお送りします。

問い合わせ
本庁 保険年金課
国保税一係
☎40・7272
諸富支所 保健福祉課
保険年金係
☎47・4892
三瀬支所 保健福祉課
福祉係
☎56・2111

統計調査員の募集について

統計法に基づく指定統計の調査員を募集しています。今年度は事業所・企業統計調査の年です。多くの方の登録をお待ちしています。詳しくは本庁企画課統計係までご連絡ください。

【調査員応募資格】

65歳くらいまでで、明るく元気に対応ができる方

【調査員の仕事】

調査先は調査により事業所や個人世帯になります。

- 1 調査員事務打ち合わせ会への出席
- 2 調査担当区域の確認
- 3 調査票の配布と回収
- 4 調査票の整理と内容点検
- 5 調査票の提出

【調査員の身分】

調査員は、都道府県知事が任命する期間は特別職の地方公務員です。調査中の事故は、公務災害が適用されます。

【報酬】

報酬については、統計調査員市町村交付金取扱要綱に基づき調査ごとに支払われます。報酬金額は、調査により異なります。

【秘密の厳守】

統計調査員には、統計法に基づき守秘義務があります。

調査に関して知り得た事柄は、他の人はもちろん家族にも漏らすことはできません。

【その他】

登録の際に印鑑（認印可）をご持参ください。

また、その登録受付の際、調査時に携帯する調査員証に付ける顔写真の撮影を行います。

【場所】

企画課 統計係（本庁2階）
本庁西側階段か西側エレベータをご利用ください。

【平成18年度 主な統計調査】

- ・平成18年10月1日 事業所・企業統計調査
- ・平成18年12月31日 工業統計調査

問い合わせ

本庁 企画課 統計係
☎40・7026

固定資産課税台帳の閲覧・縦覧

4月から平成18年度の固定資産課税台帳の内容を確認することが出来ます。左記の間中は、閲覧・縦覧の手数料が無料です。

期間 4月1日～5月31日
（ただし、土曜・日曜・祝日は除く）

縦覧はこの期間のみご利用出来ます。

時間 8時30分～17時

場所 本庁資産税課33番窓口または支所市民サービス課
閲覧できる方 固定資産の所有者、借地借家人など

縦覧できる方 納税者
持参するもの

印鑑、本人確認ができるもの。（免許証、パスポート、保険証、納税通知書など）

そのほかに、代理人は委任状、借地借家人などは賃貸契約書、法人は法人印が押印された委任状が必要です。

問い合わせ

本庁 資産税課
☎40・7070～7073

佐賀市体育施設の使用申請窓口等の変更について

佐賀市体育施設のうち、次の施設については4月1日から指定管理者（佐賀市体育協会）が管理を行います。このことに伴い、申請窓口・大会等の予約申込場所が変更になります。

対象施設

佐賀勤労者体育センター、市立野球場、市立弓道場、市立体育館、市立テニスコート
使用申請窓口

佐賀勤労者体育センターおよび市立体育館

指定管理者が管理する施設の使用申請は、2カ所の窓口どちらでも受け付けできます。

大会等の予約申込場所
佐賀市体育協会事務所
大会等の予約申込を行う場

所は、従来の市立体育館から佐賀市体育協会事務所に変更になります。

小学校の夜間照明設備の使用申請は、従来どおり佐賀勤労者体育センターで受け付けます。

西神野運動広場、嘉瀬川河川敷北グラウンドの使用申請は、従来どおり本庁市民相談コーナーで受け付けます。

また、支所所管の体育施設についても従来どおりの窓口で受け付けします。

問い合わせ

・佐賀市役所 市民スポーツ課
☎40・7361
FAX40・2050
・（佐賀市体育協会）
（佐賀市神園三丁目17-4）
☎33・2255
FAX33・2171

市役所食堂がオープンします！

厨房やホールをリニューアルし、明るい雰囲気のある食堂としてオープンします。

市民の皆様もご利用ください。

場所 佐賀市役所地下
営業開始日 4月18日（火）

営業時間 11時～15時30分
メニュー 定食類、丼物、カレー、麺類など

定休日 土曜、日曜、祝日

問い合わせ

本庁 管財課 庁舎管理係
☎40・7046

4月の市民相談

・本庁1階の市民相談コーナーでの相談を行います。秘密は必ず守りますのでお気軽にご利用ください。

相談名	開催日	相談名	開催日
法律相談（予約制）	6, 13, 20, 27(木)	土地建物相談	10, 24(月)
人権・心配ごと相談	4, 11, 18, 25(火)	行政相談	7, 14, 21, 28(金)
税務相談	5, 19(水)	行政手続相談	28(金)
一般相談	開庁日随時(8時30分～17時)	暴力に関する相談	開庁日随時(9時～16時)

相談時間は13時30分～16時30分（行政手続相談のみ14時～16時）

・支所での相談

支所名	相談名	開催日	時間	場所
諸富	人権・行政相談	28(金)	13:00～16:00	諸富支所
大和	人権・行政相談	20(木)	10:00～12:00	大和老人福祉センター
富士	行政相談	26(水)	10:00～15:00	富士支所
三瀬	人権・行政相談	12(水)	9:30～12:00	三瀬公民館

『注意』

相談に対して適切な助言をすることが目的ですので、相手との交渉や手続きを代行したり、相手を呼び出して仲介やあっせんをすることはできません。

相談は必ずご本人がお越しください。

法律相談は予約制（先着9名まで）です。予約の受付は相談日の翌日（この日が祝日で休日の場合は相談日）から次回の相談日分を受け付けます。（予約は電話でも結構です。受付開始は8時30分から）

内容が複雑な相談は要領よく話をまとめ、関係

書類があればお持ちください。

法律相談は市民の方のみです。なお、相談者多数のため、同一人の相談は年度3回までとさせていただきます。

⑤法律相談の相談予定弁護士名は受付日にお知らせします。

問い合わせ

本庁 市民生活課 市民相談コーナー ☎40・7085(直)

諸富支所 市民サービス課 ☎47・2133(直)

大和支所 市民サービス課 ☎51・2419(直)

富士支所 市民サービス課 ☎58・2113(直)

三瀬支所 市民サービス課 ☎56・2111(代)

計量器の定期検査

「取引や証明」の用途に使用される特定計量器（質量計）は、計量器の精度を確認するため、定期的に検査を受けるよう計量法により義務付けられています。

旧佐賀市の皆さんは定期検査の実施年度になっています。（旧町村は昨年実施済）

日程 6月1日(木)～9日(金)（集合検査）

詳細は来月号でお知らせする予定です。

検査会場への持込が不可能な計量器やコンセントが必要な計量器は所在場所での検査となります。

受検に必要なもの 計量器、受験票、手数料。受検対象と思われる方には後日、郵送にて通知します。

定期検査の対象となる計量器とは

例) 商店等で商品の売買に使用する計量器、農業・漁業等従事者が農・水産物の出荷・売買のために使用する計量器、工場等で原材料の搬入や製品の出荷・販売のために使用する計量器 など
一般家庭で使用する体重計や、キッチンスケールなどは対象外。

問い合わせ

本庁 市民活動推進課 消費生活係 ☎40・7086

消費生活相談

窓口開催場所	相談日	電話番号
佐賀市消費者センター アイ・スクエアビル4階 (駅前中央1-8-32)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	☎40・7087
諸富支所	第2・第4木曜日 10:00～16:00 (13日、27日)	☎47・2133
大和支所	毎週水曜日 10:00～16:00 (5日、12日、19日、26日)	☎51・2435
富士支所	第2・第4火曜日 10:00～16:00 (11日、25日)	☎58・2355
三瀬支所	第2金曜日 10:00～16:00 (14日)	☎56・2111

相談は予約制です。

まずはお電話をお願いします。

諸富支所の相談日が従来の水曜日から木曜日に変更になっていますので、ご注意ください。
三瀬支所での相談日を新たに設けました。どうぞご利用ください。